

# 休業補償給付金〔基本契約本人のみ〕

(2023年5月8日以降に診断された方)

**2023年5月8日以降**に新型コロナウイルス感染症と診断され、医師等の治療を受けている状況下（初診から終診まで）で、医師の指示により業務に全く従事できず休業（自宅療養＝就業不能）した日が5日以上継続した場合に、継続して休業した5日目からお支払いします。

※診断日は医師による診断を受けた日となります。

※濃厚接触等による待機期間はお支払い対象となりません。

※出勤日（在宅勤務含む）、半休日等はお支払い対象となりません。

※5日以上継続入院の前に続けて休業した場合（休業日は1日でも構いません。ただし、休業日が2日以上の場合は継続していることが必要です）は休業日の1日目からお支払いします。

## 給付金請求書類

給付金請求書 けんこう共済 けんこう共済アシスト

(※[加入者向けサイト内「各種共済書類ダウンロードサイト」](#)に掲載されています)

診療状況申告書 けんこう共済

(※[加入者向けサイト内「各種共済書類ダウンロードサイト」](#)に掲載されています)

初診領収書（コピー）

休業証明書 けんこう共済 けんこう共済アシスト

(※[加入者向けサイト内「各種共済書類ダウンロードサイト」](#)に掲載されています)

新型コロナウイルス感染症に罹患した事実が確認できる書類 **〔F〕**

 ご提出いただいた書類に必要な情報が確認できない場合や療養期間が長期となる場合は、診断書や追加書類のご提出等、別途ご対応をお願いすることがございます。

### 〔F〕新型コロナウイルス感染症に罹患した事実が確認できる書類の例

- 診断書
- 医療機関発行の検査結果（陽性）がわかる書類（コピー）
- 新型コロナウイルス感染症の治療薬（注）が確認できる医療機関発行の「診療明細書」や「調剤明細書」（コピー）

（注）新型コロナウイルス感染症の治療薬とは以下をいいます。

経口薬： 「ラゲブリオ」 「パキロビッド」 「ゾコーバ」

点滴薬： 「ベクルリー」

中和抗体薬： 「ゼビュディ」 「ロナプリーブ」 等

※2023年4月28日時点での取り扱いであり、治療薬については今後変更される可能性があります。